

<p>中世末期ロンドンにおける女性の労働とライフサイクル — シルクウーマンの活動から —</p>	
<p>佐々井 真知</p>	<p>比較社会文化学専攻</p>
<p>期間</p>	<p>2006年8月22日～2006年9月6日</p>
<p>場所</p>	<p>イギリス ロンドン</p>
<p>施設</p>	<p>イギリス国立公文書館、大英図書館、ロンドン市立公文書館、ギルドホール図書館</p>

内容報告

1. 海外調査研究の必要性・目的

博士論文では、ロンドンの手工業者から都市社会を捉えることをテーマとするつもりである。現在はその中核をなす研究として、女性のライフサイクルと労働との関連について、中世末期ロンドンで活動していたシルクウーマン (silkwoman) と呼ばれる女性たちを例に考察している¹。

女性の労働に関する従来の研究は、中世後期はライフサイクルごとに与えられる権利が異なっていたという状況を考慮せずに、「女性」と一括りにして論じており、女性の労働と法や慣習とのかかわりは不明瞭である。そこで本研究では、ライフサイクルごとに与えられた権利を整理し、一つの産業に焦点を当て、実際に女性たちがその中でどのように産業とかかわっていたのか、ライフサイクルによる活動の内容や方法の違いはあったのか、という点に着目することとする。それにより、女性の労働の背景にあったものと女性自身とのかかわり方を明らかにすることを試みたい。これは当時の女性と労働について正しく理解するには不可欠なテーマであるとともに、このテーマを取り上げることで、女性史だけでなく都市史、産業史にも寄与できると考える。

対象としては、シルクウーマンと呼ばれ、また自ら称していた女性たちを扱う。シルクウーマンとは、中世後期のヨーロッパ諸都市において絹産業に従事していた女性たちのことである。当時イングランドでも大陸でも絹産業は女性だけによって行われており、遺言書や裁判の記録などの史料にも、シルクウーマン、という単語が見られる。女性の名がシルクウーマンという職業名を伴って史料に登場するのは14世紀半ばからであり、15世紀後半に最も多く、その時期には先行研究によれば120人ほどが確認されている。しかしな

がら16世紀に入るとほとんど登場しなくなり、16世紀後半にはかわって男性の職業名としてのsilk weaver (絹織物工) や、silk throwster (絹撚糸工) が見られるようになる。イングランドのシルクウーマンの仕事としては、生糸をイングランド人商人あるいは外国人商人から輸入すること、その生糸を、製品を作るための撚糸に加工すること、その撚糸を使って、コースという幅の狭い布・手袋・リボン・帯・タッセルなどの製品を製作すること、それらの製品を王室や貴族その他に売ることがあった。

シルクウーマンについての研究は欧米では比較的多くなされてきており、活動の概要は明らかになったといえる。しかしながら、個々のシルクウーマンの活動の紹介やギルド不在の原因追究が取り上げられることが多く、いずれもシルクウーマンの活動の背景にあったはずの、女性労働に関する法や慣習とのかかわりを見逃している感が否めない。そこで本研究では、未婚・既婚・寡婦のすべての段階の記録が残っていることに注目し、ライフサイクルごとの事例を分析、比較する。この作業により、シルクウーマンを都市社会と関連付けて論じることが可能になるだろう。史料としては、シルクウーマンが登場する尚書部裁判所 (Court of Chancery) の記録を主に用いた²。

中世末期のロンドンにおいて、ライフサイクルごとに与えられていた権利は以下のとおりである。まず未婚女性は、十代のうちは徒弟に出され、成人すると、コモン・ローにおいては男性と同じ権利を持つと考えられていたようである。次に既婚女性は、コモン・ローによると、夫の存命中は妻の動産・不動産は夫のものとし、さらに単独で契約を結んだり裁判の当事者となったりすることはできなかった。ただし、夫の同意の下で、夫と共に契約し、徒弟をとり、問題が起こ

ったときの責任を夫が負うというのであれば妻が商業や手工業の活動を行うことは可能であり、取引そのものが禁じられていたのではない。また、当時はロンドンの慣習 (Custom of London) により、既婚女性は夫から独立して働き、売買の契約を結ぶなどの活動を行うことが可能であり、そのような女性は独立女性 (femme sole) と呼ばれていた。裁判所の記録や遺言書などには femme sole よりも sole merchant と記されているが、内容から判断して同じ意味であろう。そして寡婦は、中世後期ロンドンにおいては女性がそのライフサイクルの中でもっとも多く財産と権利を持つことができた時期である。寡婦産としての不動産、夫の死後も同じ家に住むことができるフリー・ベンチという権利、ロンドンの慣習の一つであるレギティムという慣習による、夫の動産の二分の一あるいは三分の一を得る権利の三つを持ち、さらにそれらの財産について男性の親族の同意なしに遺言書を作成する権利や自由に取引をする権利もあった。

このような当時の女性の社会的地位を踏まえたいうで、尚書部裁判所の記録に見られるシルクウーマンの活動をライフサイクルごとに見ていくと、以下の三点が明らかになった。

第一に、活動の内容についてライフサイクルごとの特徴がみられたことである。撚糸や製品を作る職人的な活動か、生糸や製品の取引をする商人的な活動かという点については、既婚女性と寡婦が商人としての比較的大規模な取引を行っていたことが特徴的である。この背景には夫や亡夫を通じたネットワークの存在が考えられる。また、既婚女性の活動は多様であり、糸を染めたり製品を作ったりする女性も見られた。

第二に、徒弟の養育がライフサイクルのどの段階でも可能であったことである。しかし、女性は単独で親方として徒弟契約を結ぶことはできず、夫などの男性との連名で契約を結んでいた。

そして第三に、シルクウーマンたちは、契約の結び方や裁判とのかかわり方という点においては、ロンドンの慣習やコモン・ローが規定するような、ライフサイクルごとの違いに即して活動していたといえる。また、既婚女性は、ロンドンの慣習で認められた独立女性の地位を利用するか否かを、状況によって使い分けていたと考えられる。

以上の三点から、ロンドンの慣習が、実際の女性の労働において機能しており、シルクウーマンはそれぞれのライフサイクルにおいてそれを十分に利用して活動していたといえる。

しかし、シルクウーマンの活動の背景には法や慣習

とのかかわり方に加え、上でふれたように、既婚女性・寡婦は夫を通じての商業ネットワークを利用していたことが考えられる。女性と労働についてライフサイクルという視点から考察するためには、この点も看過できない。さらに、ライフサイクルを超えたシルクウーマン同士のネットワークが存在していたことも推測できる。これらについて考察するにあたっては、彼女たちあるいは周囲の人々の遺言書が有効だろう。またシルクウーマンの活動内容や規模について具体的な情報を得るために、財務府や尚書部の記録を参照することも必要である。それらを収集するため、ロンドンの図書館・文書館に赴いて調査をした。

2. 調査の概要

今回の調査では、イギリス国立公文書館 (The National Archives、以下 NA と略記)、大英図書館 (British Library)、ロンドン市立公文書館 (London Metropolitan Archives)、ギルドホール図書館 (Guildhall Library、以下 GL と略記) を訪れた。史料はすべて 15、16 世紀のものである。以下、収集した史料のうち興味深い内容のものを示す。

①遺言書

今回の調査で、シルクウーマンの遺言書 20 人分 21 通を収集した。ライフサイクルと労働という視点から見て興味深いものの一例は以下のとおりである。

- Beatrix Fyler (GL, MS 9171/6, f.280v.) : 「ロンドンのシルクウーマンであり、ソウル・マーチャントである (silkwoman ac sola mercator comitatis london)」と記される。独立女性の地位を利用してシルクウーマンとして活動していたといえる。

また、シルクウーマン同士のネットワークの存在を示唆する遺言書として、以下のものを得た。

- Katerina Arnolde (GL, MS 9171/4, f.135Bv.) : 徒弟の Agnes に遺贈している。キャサリンは、シルクウーマン Matildis Cammeswell の遺言執行人でもある。
- Margeria Colbroke (GL, MS 9171/3, f.187.) : 親方だと思われる Agnes Brundyssh の遺言書中では使用人 (servant) と書かれるが、9 ヶ月後の自身の遺言書ではシルクウーマンと称している。このことから、使用人といっても、世帯の雑用をするのではなく職人のシルクウーマンとして働いていたと考えられる。
- Beatrix Fyler (GL, MS 9171/6, f.280v.) : シルク

ウーマン Alice Claver へ遺贈している。

- Alice Claver (NA, Public Record Office (以下 PRO と略記), PROB11/8, ff.189v-190.): Katherine Champion に遺贈している。キャサリンはアリスの遺言書中では使用人 (servant) だが、別の史料でシルクウーマンと称している。

これらの例のほかにも、徒弟・使用人への遺贈は数多く見られた。

また、収集した遺言書のうち、遺言執行人に親族を含むものは7通、シルクウーマン (使用人を含む) を含むものは4通であった。

このことから、女性の遺言書に一般的に見られるように、シルクウーマンもまた親族を遺言執行人に指名することが多いといえる。しかしながら、同業者つまりシルクウーマンを指名する例も少なからず見られることから、絹産業を通じてのつながりが単に職業上のものにとどまらなかったことが推測できる。

表 シルクウーマンの遺言書

No.	氏名 ^{*1} (史料の所蔵)	年 ^{*2}
1	Glymesford, Margeria (GL, MS 9051/1, f.86.)	1400
2	Trumpyngton, Margareta (GL, MS 9051/1, f.218b.)	1409
3	Brundyssh, Agnes (GL, MS 9171/3, f.187v.)	1427
4	Colbroke, Margeria (GL, MS 9171/3, f.187.)	1427
5	Frost, Leonissa (GL, MS 9171/3, f.234.)	1429
6	Brydnell, Alicia (GL, MS 9171/4, ff.38v-39.)	1437
7	Cammeswell, Matildis (GL, MS 9171/3, f.502.)	1437
8	Arnolde, Katerina (GL, MS 9171/4, f.135Bv.)	1440
9	Herris, Alianora (GL, MS 9171/5, f.144v.)	1454
10	Fremeley, Isabella (GL, MS 9171/5, f.193.)	1456
11 ^{*3}	Langwith, Ellen (Court of Husting, Roll 213(30)) ^{*4}	1467

12	Langton, Johanne (NA, PRO, PROB 11/6, f.134.)	1474
13	Derby, Johana (GL, MS 9171/6, f.212.)	1477
14	Sayer, Isabella (GL, MS 9171/6, f.136.)	1478
15	Fyler, Beatrix (GL, MS 9171/6, f.280v.)	1479
16 ^{*3}	Langwith, Ellen (NA, PRO, PROB 11/7, ff. 19v-20v.)	1480
17	Claver, Alice (NA, PRO, PROB 11/8, ff.189v-190.)	1489
18	Horne, Jane (NA, PRO, PROB 11/11, ff.76v-77.)	1496
19	Gower, Agnes (NA, PRO, PROB 11/11, ff.139v-140.)	1496
20	Huntward, Johan (GL, MS 9171/12, f.46.)	1550
21	Addington, Katherine (NA, PRO, PROB 11/35, f.29.)	1552

*1 氏名の表記は原綴りのまま

*2 年は遺言書が作成された年

*3 11 と 16 は同一人物

*4 Court of Husting: R. Sharpe, ed., *Calendar of Wills Proved and Enrolled in the Court of Husting, London*, 2 vols, London, 1889-90, vol.2, p.235

②その他の一次史料・刊行史料

イギリス国立公文書館において、シルクウーマンが現れるいくつかの史料を収集した。

- 徒弟の契約書 (NA, PRO, C146/1240) : Alice Wynspere が、父親により Katherine Rayelton というシルクウーマンの下へ徒弟修業に出された。
- シルクウーマンが生糸などをヴェネツィア人商人から購入した記録 (NA, PRO, E101/128/30 m.6) : 4人のシルクウーマンと思われる女性が現れる。例えば、Eline Herris は8包みの生糸を21ポンド5シリング、別の種類の生糸2包みを5ポンド8シリング1ペンスで購入した。このリストに記録されている男性の商人と比較すると、彼女たちは男性と同等の額の品物を自分の名で購入していたことがわかる。

また、大英図書館では、刊行史料である *Calendar of the Close Rolls* (以下 CCR と略記) を参照した。

CCRには、シルクウーマンについては断片的な情報しか残っていないが、他の史料と組み合わせて用いることで有用な情報源となり得る。例えば、遺言書が残っている Katherine Addington は CCR の 1524 年の記録で King's silkwoman と記されており、遺言書からはシルクウーマンであるか否か不明であるが CCR と併用することで研究対象に取り上げることができた。

一次史料・刊行史料の主な収集状況は以上のとおりである。加えて、各文書館・図書館において、女性史や都市史、手工業史に関する二次文献を収集した。

3. 今後の研究計画、展望

現在、シルクウーマンのネットワークについて、今回の調査で入手した史料を用いて、論文を準備中である。

これまでの研究および今回の史料調査では、シルクウーマンについての情報のみを収集してきた。しかし、女性手工業者には、シルクウーマンの他にも、少数ではあるが刃物職人なども存在したとされている。今後は、シルクウーマン以外の女性手工業者の例の発見、活動状況の考察もしていくつもりである。また、彼女たちについて研究するには、それぞれの女性手工業者と関わりが深いと思われる産業との関係も明らかにすることが不可欠であろう。例えばシルクウーマンであれば服地商 (mercier) などの関係を抜きに研究することはできない。夫などの親族や、裁判記録から関係があったと見られる他の産業の男性・女性についても、遺言書やロンドンの記録などから情報を得て、彼らと女性手工業者との関わりを追究していく。対象を、シルクウーマンから女性手工業者全体、そして彼女たちと関わる人々や組織へと広げていくことで、女性史だけでなくとどまらず、手工業史、都市史へと研究を進展させていくことが可能であろう。

そして博士論文において、中世末期ロンドンの女性手工業者というテーマを中心に、広く手工業者から都市社会を捉えることを目標としたい。まず上述のように当時のロンドンでは女性のそれぞれのライフサイクルごとに与えられる権利が異なっていたという状況を整理する。次に、女性手工業者の例としてのシルクウーマンについて、ライフサイクルと労働との関わり、

彼女たち同士のネットワーク、周囲の人々との関わりについて考察する。そして最後に、今後取り組む予定である、その他の女性手工業者について述べるつもりである。この作業を通じて、中世末期ロンドンの女性手工業者の活動内容・方法・周囲との関わりを示し、そこから、先行研究が示してきたとは異なる都市社会の一面を見出すことが可能になるのではないかと。

中世末期ロンドンの商業・手工業に関しては、大規模な活動をしていたカンパニーの研究がさかんに行われてきた。一方でギルドやカンパニーの記録のようなまとまった史料が残っていない女性の商人や手工業者に関しては、女性の入会が許可された醸造業カンパニーや若干の大規模な活動をした女性、市の有力者の妻や寡婦などの研究があるのみである。シルクウーマンの中でも比較的注目されてきたといえるが、依然としてその全体像はつかみにくい。また、とくに女性の手工業者は、十分な史料がないこともありあまり論じられてこなかった。

しかし今回の調査で明らかになったように、複数の種類の史料を扱って考察することで、シルクウーマンに関して言えば、ゆるやかなネットワークがあったことを示唆できる。さらに今後の研究によって他の手工業においても女性が活動していた例を見出すことができると考えている。

以上のように、今回の調査で収集した史料を用いての論文執筆、新たな史料の収集と分析、考察、そして博士論文の執筆を今後の主な課題とし、取り組んでいくつもりである。

注

1. 口頭報告「中世末期ロンドンにおける女性のライフサイクルと労働—シルクウーマンの活動から—」史学会第 104 回大会、東京大学、2006 年 11 月 18-19 日
2. 15 世紀当時、ロンドン市民が紛争解決を求める場としては、尚書部裁判所に加えて、王座裁判所、ロンドン市長裁判所、シェリフ裁判所などもあった。中でも尚書部裁判所は 15 世紀後半から発展し、文書ではなく口頭での訴えを受け付けたこと、費用が他に比べて安かったことなどにより、一般市民が多く訴えたようである。シルクウーマンがかかわる裁判の記録はすべて尚書部裁判所のものである。

【指導教員のコメント】

現在博士論文執筆中の佐々井真知さんが行っている研究は、中世都市ロンドンで絹産業に従事したシルクウーマンと呼ばれた女性たちの活動を明らかにしようとするものです。中世都市における女性労働を、女性のライフサイクルという視点に着目して考察することで、これまでのギルド研究や中世都市研究における空隙を埋めることも目指しています。中世ロンドンの女性の経済活動に関してはまとまった記録がほとんどありません。しかし佐々井さんは、係争にシルクウーマンがライフステージ毎に異なる登場のしかたをすることに着目し、裁判史料から彼女らの活動を明らかにしました。さらに今回の海外調査研究のおかげで、シルクウーマンの遺言書とそれに関連する史料を収集することができ、彼女らの同業者だけにとどまらないネットワーク形成についても一歩進んだ議論が可能になりました。中世都市ロンドンにおいて女性労働が果たした役割について、新しい光を投げかけるような博士論文に結実することを心から期待しております。

(文教育学部 助教授 新井 由紀夫)